

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
新潟中央警察署	柳都交番	新潟市中央区附船町1丁目	新潟市中央区のうち曙町、 <u>入船町1・2・3・4・5・6丁目</u> 、祝町、浮洲町、 <u>海辺町1・2番町</u> 、烏帽子町、翁町1・2丁目、寄附町、窪田町1・2・3・4・5・6・7丁目、寿町1・2丁目、栄町1・2・3丁目、菅根町、忠蔵町、附船町1・2・3丁目、寺山町、西受地町、西船見町の一部、東受地町、 <u>東堀通10・11・12・13番町</u> 、雲雀町、船見町1・2丁目、 <u>本町通10・11・12・13・14番町</u> 、室町1・2丁目、元祝町、山田町1・2丁目、夕栄町、横七番町通1・2・3・4・5丁目、横六番町、四ツ屋町1・2・3丁目、寄合町、 <u>相生町</u> 、 <u>赤坂町1・2・3丁目</u> 、 <u>稻荷町</u> 、 <u>上大川前通10・11・12番町</u> 、 <u>北毘沙門町</u> 、 <u>魁町</u> 、 <u>住吉町</u> 、 <u>田町1・2・3丁目</u> 、 <u>豊照町</u> 、 <u>並木町</u> 、 <u>西湊町通1・2・3・4ノ町</u> 、 <u>鯉川岸町</u> 、 <u>早川町1・2・3丁目</u> 、	新潟中央警察署	附船交番	新潟市中央区附船町1丁目	新潟市中央区のうち曙町、 <u>入船町4・5・6丁目</u> 、祝町、浮洲町、 <u>海辺町1・2丁目</u> 、烏帽子町、翁町1・2丁目、寄附町、窪田町1・2・3・4・5・6・7丁目、寿町1・2丁目、栄町1・2・3丁目、菅根町、忠蔵町、附船町1・2・3丁目、寺山町、西受地町、西船見町の一部、東受地町、 <u>東堀通13番町</u> 、雲雀町、船見町1・2丁目、 <u>本町通13・14番町</u> 、室町1・2丁目、元祝町、山田町1・2丁目、夕栄町、横七番町通1・2・3・4・5丁目、横六番町、四ツ屋町1・2・3丁目、寄合町

東入船町、東湊町通1
 ・2・3・4ノ町、船
 場町1・2丁目、本間
 町1・2・3丁目、松
 岡町、見方町、緑町、
 湊町通1・2・3・4
 ノ町、南毘沙門町、元
 下島町、柳島町1・2
 ・3・4丁目、芳町、
 田中町の一部、西堀通
 9・10・11番町、西堀
 前通10・11番町、東堀
 前通10・11番町、古町
 通10・11・12・13番町、
 二葉町2丁目の一部、
 二葉町3丁目

豊照交番	新潟市中央区見方町	新潟市中央区のうち相生町、赤坂町1・2・3丁目、礎町通4・5・6ノ町、稲荷町、入船町1・2・3丁目、上大川前通9・10番町、北多門町、北毘沙門町、魁町、下大川前通4・5・6・7ノ町、新島町通2・3・4・5ノ町、住吉町、田町1・2・3丁目、豊照町、並木町、西厩島町、西湊町通1・2・3・4ノ町、舩川岸町、早川町1・2・3丁目、東入船町、東厩島町、東堀通9番町、東堀前通9番町、東湊町通1・2・3・4ノ町、船場町1・2丁目、本町通9番町、本間町1・2・3丁目、秣川岸通1・2丁目、松岡町、見方町、緑町、湊町通1・2・3・4ノ町、南多門町、南毘沙門町、元下島町、柳島町1・2・3・4丁目、雪町、芳町
西大畑交番	新潟市中央区西大畑町	新潟市中央区のうち上大川前通11・12番町、北大畑町、北浜通1・2番町、田中町、中大

						畑町、西大畑町の一部、西船見町の一部、西堀通 8・9・10・11番町、西堀前通10・11番町、東大畑通 1・2番町、東堀通10・11・12番町、東堀前通10・11番町、古町通10・11・12・13番町、二葉町 1・2・3丁目、本町通10・11・12番町、南大畑町、南浜通 2番町
萬代橋 交番	新潟市 中央区 下大川 前通 2 ノ町	新潟市中央区のうち礎町通 1・2・3・4・5・6ノ町、礎町通上 1ノ町、上大川前通 6・7・8・9番町、川端町 6丁目、下大川前通 1・2・3・4・5・6・7ノ町、新島町通 1・2・3・4・5ノ町、月町、花町、東堀通 6・7・8・9番町、東堀前通 6・7・8・9番町、本町通 6・7・8・9番町、北多門町、西厩島町、東厩島町、秣川岸通 1・2丁目、南多門町、雪町、北大畑町、北浜通 1・2番町、田中町の一部、中大畑町、西大畑町、西船見町の一部、西堀通 4・8番町、東大畑通 1・2番町、二葉町 1丁目、二葉町 2丁目の一部、南大畑町、南浜通 2番町、古町通 6番町、旭町通 1番町の一部、旭町通 2番町、営所通 1・2番町、下旭町、寺裏通 2番町、西中町、東中通 2番町、南横堀町、水道町 2丁目	萬代橋 交番	新潟市 中央区 下大川 前通 2 ノ町	新潟市中央区のうち礎町通 1・2・3ノ町、礎町通上 1ノ町、上大川前通 7・8番町、川端町 6丁目、下大川前通 1・2・3ノ町、新島町通 1ノ町、月町、花町、東堀通 7・8番町、東堀前通 7・8番町、本町通 7・8番町	
中央交 番	新潟市 中央区 東堀前 通 4番 町	新潟市中央区のうち上大川前通 3・4・5・6番町、川端町 3・4・5丁目、西堀通 4番町、西堀前通 3・4・				

						5番町、東堀通3・4・5・6番町、東堀前通3・4・5・6番町、古町通3・4・5・6番町、本町通3・4・5・6番町、横一番町
				市役所前交番	新潟市中央区医学町通2番町	新潟市中央区のうち旭町通1番町、旭町通2番町（通称東の1、西の1、西の乙、丙、丁を除く。）、医学町通1・2番町、一番堀通町、営所通1・2番町、学校裏町、学校町通1・2番町、学校町通3番町（通称4・5・6区を除く。）、上大川前通1・2番町、川端町1・2丁目、下旭町、寺裏通1・2番町、西大畑町の一部、西中町、西堀通1・2・3番町、西堀前通1・2丁目、東中通1・2番町、東堀通1・2番町、東堀前通1・2番町、古町通1・2丁目、本町通1・2番町、南横堀町
	白山駅前交番	新潟市中央区白山浦2丁目	新潟市中央区のうち川岸町1・2・3丁目、白山浦1・2丁目、 <u>白山浦新町通の一部</u> 、 <u>旭町通1番町の一部</u> 、 <u>医学町通1・2番町</u> 、 <u>一番堀通町</u> 、 <u>学校裏町</u> 、 <u>学校町通1・2番町</u> 、 <u>上大川前通1・2・3・4・5番町</u> 、 <u>川端町1・2・3・4・5丁目</u> 、 <u>寺裏通1番町</u> 、 <u>西堀通1・2・3番町</u> 、 <u>西堀前通1・2・3・4・5番町</u> 、 <u>東中通1番町</u> 、 <u>東堀通1・2・3・4・5番町</u> 、 <u>東堀前通1・2・3・4・5番町</u> 、 <u>古町通1・2・3・4・5番町</u> 、 <u>本町通1・2・3・4・5番町</u> 、 <u>横一番町</u> 、 <u>水</u>	白山駅前交番	新潟市中央区白山浦2丁目	新潟市中央区のうち川岸町1・2・3丁目、 <u>関新1・2・3丁目</u> 、 <u>関屋（通称海浜公園を除く。）</u> 、 <u>関屋新町通1・2丁目</u> 、 <u>白山浦1・2丁目</u> 、 <u>白山浦新町通</u>

			道町1丁目の一部
有明台 交番	新潟市 中央区 有明大 橋町	新潟市中央区のうち有明大橋町、有明台、汐見台、信濃町、関南町、関屋大川前1・2丁目、関屋金鉢山町、関屋金衛町1・2丁目、 <u>関屋昭和町1・2・3丁目</u> 、 <u>関屋浜松町</u> 、 <u>関屋恵町</u> 、 <u>浜浦町1・2丁目</u> 、 <u>文京町</u> 、 <u>堀割町</u> 、 <u>弥生町</u> 、 <u>学校町通3番町</u> 、 <u>関新1・2・3丁目</u> 、 <u>関屋</u> 、 <u>関屋新町通1・2丁目</u> 、 <u>白山浦新町通の一部</u> 、 <u>水道町1丁目</u> の一部、 <u>関屋御船蔵町</u> 、 <u>関屋下川原町1・2丁目</u> 、 <u>関屋田町1・2・3・4丁目</u> 、 <u>関屋本村町1・2丁目</u> 、 <u>関屋松波町1・2・3丁目</u> 、 <u>西船見町</u> の一部	
<u>榎谷小路警備 派出所</u>	(略)	(略)	
(略)			
新潟 西警 察署	内野駅 前交番	新潟市 西区内 野町	新潟市西区のうち五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町中、五十嵐3の町西、五十嵐3の町東、五十嵐3の町南、五十嵐上崎山、五

松波町 交番	新潟市 中央区 関屋松 波町1 丁目	新潟市中央区のうち旭町通2番町の一部(通称東の1、西の1、西の乙、丙、丁)、学校町通3番町の一部(通称4・5・6区)、水道町1・2丁目、関屋の一部(通称海浜公園)、関屋御船蔵町、関屋下川原町1・2丁目、関屋昭和町2・3丁目、関屋田町1・2・3・4丁目、関屋本村町1・2、関屋松波町1・2・3丁目、西船見町の一部	
有明台 交番	新潟市 中央区 有明大 橋町	新潟市中央区のうち有明大橋町、有明台、汐見台、信濃町、関南町、関屋大川前1・2丁目、関屋金鉢山町、関屋金衛町1・2丁目、 <u>関屋昭和町1丁目</u> 、 <u>関屋浜松町</u> 、 <u>関屋恵町</u> 、 <u>浜浦町1・2丁目</u> 、 <u>文京町</u> 、 <u>堀割町</u> 、 <u>弥生町</u>	
<u>榎谷小路交番</u>	(略)	(略)	
(略)			
新潟 西警 察署	内野駅 前交番	新潟市 西区内 野町	新潟市西区のうち五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町中、五十嵐3の町西、五十嵐3の町東、五十嵐3の町南、五十嵐上崎山、五

			十嵐下崎山、五十嵐中島、五十嵐中島1・2・3・4・5丁目、五十嵐西、内野潟端、内野潟向、内野上新町、内野崎山、内野関場、内野戸中才、内野長潟、内野中浜、内野西1・2・3丁目、内野早角、内野町、内野山手1・2丁目、大野の一部、坂井の一部、新通西1・2丁目、新中浜1・2・3・4・5・6丁目、 <u>榎尾、内野西が丘1・2・3丁目</u>
(略)			
(略)			
見附警察署	新町交番	見附市新町1丁目	見附市のうち本町1・2・3・4丁目、学校町1・2丁目、新町1・2・3丁目、南本町1・2・3丁目、 <u>葛巻1・2・3丁目</u> 、 <u>嶺崎町</u> 、 <u>嶺崎1・2丁目</u> 、 <u>細越1・2丁目</u> 、仁嘉町
(略)			
	新潟駐在所	見附市新潟町	見附市のうち新潟町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、戸代新田町、内町（通称元町の一部）、本町（通称元町の一部）、元町1・2丁目、 <u>新潟西町</u> 、 <u>新潟東町</u> 、 <u>美里町</u>
	太田駐在所	見附市神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、石地町、杉澤町、庄川町、庄川新田町、島切窪町、山崎興野町、明晶町、月見台2丁目、 <u>庄川平町</u>
	今町交番	見附市今町1丁目	見附市のうち青木町、市野坪町、今町1・2・3・4・5・6・7・8丁目、加坪川町、

			十嵐下崎山、五十嵐中島、五十嵐中島1・2・3・4・5丁目、五十嵐西、内野潟端、内野潟向、内野上新町、内野崎山、内野関場、内野戸中才、内野長潟、内野中浜、内野西1・2・3丁目、内野早角、内野町、内野山手1・2丁目、大野の一部、坂井の一部、新通西1・2丁目、新中浜1・2・3・4・5・6丁目、 <u>榎尾</u>
(略)			
(略)			
見附警察署	新町交番	見附市新町1丁目	見附市のうち本町1・2・3・4丁目、学校町1・2丁目、新町1・2・3丁目、南本町1・2・3丁目、 <u>葛巻1・2丁目</u> 、 <u>嶺崎町</u> 、 <u>嶺崎1・2丁目</u> 、 <u>細越1・2丁目</u> 、仁嘉町
(略)			
	新潟駐在所	見附市新潟町	見附市のうち新潟町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、戸代新田町、内町（通称元町の一部）、本町（通称元町の一部）、元町1・2丁目
	太田駐在所	見附市神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、石地町、杉澤町、庄川町、庄川新田町、島切窪町、山崎興野町、明晶町、月見台2丁目
	今町交番	見附市今町1丁目	見附市のうち青木町、市野坪町、今町1・2・3・4・5・6・7・8丁目、加坪川町、

		上新田町、北野町、葛卷町、坂井町、三林町、芝野町、下関町、釈迦塚町、昭和町1・2丁目、新幸町、反田町、田之尻町、速水町、福島町、傍所町、本所1・2丁目、本所町、柳橋町、山吉町、 <u>今町</u> 、 <u>坂井町1丁目</u> 、 <u>葛卷西町</u> 、 <u>葛卷東町</u> 、 <u>葛卷南町</u> 、 <u>西今町</u> 、 <u>東今町</u>			上新田町、北野町、葛卷町、坂井町、三林町、芝野町、下関町、釈迦塚町、昭和町1・2丁目、新幸町、反田町、田之尻町、速水町、福島町、傍所町、本所1・2丁目、本所町、柳橋町、山吉町
(略)		(略)			
(略)		(略)			

附 則

この規則中別表新潟中央警察署の部の改正は平成31年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。